一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	（　　）

当期繰入額	1	円	
繰入限度額の計算 期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（24の計）	2		
繰入限度額の計算 貸倒実績率（17）	3		
繰入限度額の計算 実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（26の計）	4	円	
繰入限度額の計算 法定の繰入率	5	1,000	
繰入限度額の計算 繰入限度額（(2)×(3)）又は（(4)×(5)）	6	円	
繰入限度額の計算 公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×102、104又は106/100	7		
繰入限度超過額（(1)－((6)又は(7)）	8		

貸倒実績率の計算 前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円	
(9)／前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10		
前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）の貸倒実績率 令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	11		
損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	12		
損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	13		
益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	14		
貸倒れによる損失の額等の合計額（(11)＋(12)＋(13)－(14)）	15		
(15)×12／前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	16		
貸倒実績率 (16)／(10)（小数点以下4位未満切上げ）	17		

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (18)＋(19)－(20)－(21)－(22)－(23)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (24)－(25)
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債権からの控除割合 (28)／(27)（小数点以下3位未満切捨て）	29	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28		実質的に債権とみられないものの額（24の計）×(29)	30	円

別表十四(二)　令三・四・一以後終了事業年度分

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

公益法人等以外の法人の場合

一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2	
		その他の寄附金額	3	
		計 (1)＋(2)＋(3)	4	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5	
		計 (4)＋(5)	6	
	所得金額仮計 (別表四「25の①」+「26の①」)		7	
	寄附金支出前所得金額 (6)＋(7) (マイナスの場合は0)		8	
	同上の $\frac{2.5\text{又は}1.25}{100}$ 相当額		9	
	期末の資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)		10	
	同上の月数換算額 (10)×$\frac{\quad}{12}$		11	
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額		12	
	一般寄附金の損金算入限度額 ((9)＋(12))×$\frac{1}{4}$		13	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額の計算	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8)×$\frac{6.25}{100}$		14	
	期末の資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (11)×$\frac{3.75}{1,000}$		15	
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)＋(15))×$\frac{1}{2}$		16	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)			17	
指定寄附金等の金額 (1)			18	
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額			19	
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)－(19)			20	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)－((9)又は(13))－(17)－(18)		21	
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額(19)		22	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)		23	
	計 (21)＋(22)＋(23)		24	

公益法人等の場合

損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	長期給付事業への繰入利子額	25	円
		同上以外のみなし寄附金額	26	
		その他の寄附金額	27	
		計 (25)＋(26)＋(27)	28	
	所得金額仮計 (別表四「25の①」)		29	
	寄附金支出前所得金額 (28)＋(29) (マイナスの場合は0)		30	
	同上の $\frac{20\text{又は}50}{100}$ 相当額 (当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。)は、$\frac{50}{100}$ 相当額が年200万円に満たない場合は、年200万円		31	
	公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)		32	
	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 ((25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)		33	
	損金算入限度額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は((31)と(33)のうち多い金額)		34	
指定寄附金等の金額 (41の計)			35	
国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額			36	
(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)－(36)			37	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)－(34)－(35)		38	
	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)		39	
	計 (38)＋(39)		40	

指定寄附金等に関する明細

寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額 41
				円
計				

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

別表十五　令三・四・一以後終了事業年度分

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

支出交際費等の額（8の計）	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額（9の計）×$\frac{50}{100}$	2				
中小法人等の定額控除限度額〔(1)の金額又は800万円×$\frac{}{12}$相当額のうち少ない金額〕	3		損金不算入額 (1)－(4)	5	

支出交際費等の額の明細

科目	支出額	交際費等の額から控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待飲食費の額
	6	7	8	9
交際費	円	円	円	円
計				

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	(　　)

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分 残存価額	17					
	差引取得価額×5％ (9)×$\frac{5}{100}$	18					
	(16)>(18)の場合 旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)－(17)	19					
	(16)>(18)の場合 旧定額法の償却率	20					
	(16)>(18)の場合 算出償却額 (19)×(20)	21	円	円	円	円	円
	(16)>(18)の場合 増加償却額 (21)×割増率	22	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	(16)>(18)の場合 計 ((21)＋(22)) 又は ((16)－(18))	23					
	(16)≦(18)の場合 算出償却額 ((18)－1円)×$\frac{}{60}$	24					
	平成19年4月1日以後取得分 定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25					
	定額法の償却率	26					
	算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	円
	増加償却額 (27)×割増率	28	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	計 (27)＋(28)	29					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30					
	特別償却又は割増償却に係る租税特別措置法適用条項	31	条項 (　　)	条項 (　　)	条項 (　　)	条項 (　　)	条項 (　　)
	特別償却又は割増償却限度額	32	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
	合計 (30)＋(32)＋(33)	34					
当期償却額		35					
差引	償却不足額 (34)－(35)	36					
	償却超過額 (35)－(34)	37					
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外
	当期認容損金額 償却不足によるもの	39					
	当期認容損金額 積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40)	41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((36)－(39))と((32)＋(33))のうち少ない金額)	42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
	差引翌期への繰越額 (42)－(43)	44					
	翌期への繰越額の内訳 ・ ・ ・ ・	45					
	翌期への繰越額の内訳 当期分不足額	46					
適格合併等	組織再編成により引き継ぐべき特別償却不足額 ((36)－(39))と(32)のうち少ない金額)	47					

備考

別表十六(二)　令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引取得価額 (7)－(8)	9					
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額 (10)－(11)－(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計 (13)＋(14)＋(15)	16					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
	償却額計算の基礎となる金額 (16)－(17)	18					
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分 差引取得価額×5％ (9)×$\frac{5}{100}$	19					
	(16)＞(19)の場合 旧定率法の償却率	20					
	(16)＞(19)の場合 算出償却額 (18)×(20)	21	円	円	円	円	円
	(16)＞(19)の場合 増加償却額 (21)×割増率	22	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	(16)＞(19)の場合 計 ((21)＋(22)又は(18)－(19))	23					
	(16)≦(19)の場合 算出償却額 ((19)－1円)×$\frac{}{60}$	24					
	平成19年4月1日以後取得分 定率法の償却率	25					
	調整前償却額 (18)×(25)	26	円	円	円	円	円
	保証率	27					
	償却保証額 (9)×(27)	28	円	円	円	円	円
	(26)＜(28)の場合 改定取得価額	29					
	(26)＜(28)の場合 改定償却率	30					
	(26)＜(28)の場合 改定償却額 (29)×(30)	31	円	円	円	円	円
	増加償却額 ((26)又は(31))×割増率	32	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	計 ((26)又は(31))＋(32)	33					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34					
	特別償却又は増加償却に係る租税特別措置法適用条項	35	条項 (　　)	条項 (　　)	条項 (　　)	条項 (　　)	条項 (　　)
	特別償却限度額又は特別償却額	36	外　円	外　円	外　円	外　円	外　円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
	合計 (34)＋(36)＋(37)	38					
当期償却額		39					
差引	償却不足額 (38)－(39)	40					
	償却超過額 (39)－(38)	41					
償却超過額	前期からの繰越額	42	外	外	外	外	外
	当期認容損金額 償却不足によるもの	43					
	当期認容損金額 積立金取崩しによるもの	44					
	差引合計翌期への繰越額 (41)＋(42)－(43)－(44)	45					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((40)-(43))と((36)+(37))のうち少ない金額)	46					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
	差引翌期への繰越額 (46)－(47)	48					
	翌期への繰越額の内訳 ・　・ ・　・	49					
	翌期への繰越額の内訳 当期分不足額	50					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	(((40)－(43))と(36)のうち少ない金額)	51					

備考